

仕様書

1 件名

門真市保健福祉部保護課における携帯電話の借上げ

2 期間

①機器納品期限

令和7年7月31日

②借上期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間とする。

※本件は門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約であり、次年度以降において、長期継続契約に係る予算の減額又は削減のあった場合は、当該契約を変更又は解除します。

3 概要

本仕様書に基づき、門真市の指示する各施設に携帯電話端末及び充電機器を設置し、通信サービスの運用及び保守を行う。

4 端末等数量

10台

5 設置場所

保健福祉部 保護課

6 電話番号に関して

既存の電話番号を継承すること。番号の継続使用に係る費用が発生する場合、入札金額の積算に当該費用を含めること。

7 携帯電話端末の仕様

①全端末が同一機種であること。

②折り畳み式のフィーチャーフォンであること。

③日常生活防水であること。

④ワンセグ機能（テレビ視聴機能）が搭載されていないもの。

⑤カメラ機能が搭載されていない、もしくは制限できるもの。

⑥通話利用以外の通信機能（メール、ウェブ閲覧等）が利用できない、もしくは制限できるもの。

⑦紛失・盗難時に遠隔ロックする機能を有すること。

8 充電機器の仕様

- ①日本国内での充電に対応していること。
- ②スタンド型であること。

9 通信サービス等に関して

- ①国内における固定電話及び携帯電話への通話に係る費用は、時間帯や通話時間等を問わず定額とする。入札金額は当該費用を含め積算すること。
- ②転送処理の設定及び解除が各施設の利用者により随時可能であること。転送処理とは、特定の携帯電話端末を発信専用とし、受信した場合にあらかじめ指定した電話番号に転送（呼び出し音なし）を行う処理を指す。
- ③音声品質が安定しない場合、必要に応じて改善対応が可能であること。
- ④門真市からの依頼により、通話履歴等の確認が可能であること。
- ⑤門真市からの依頼により、携帯電話端末の遠隔ロックサービスを行うことが可能であること。

10 保守に関して

- ①携帯電話端末が破損（水没等の過失を含む）した場合において、無償で迅速に交換対応を行うこと。
- ②携帯電話端末及び充電機器の紛失に関して、違約金等が発生しないこと。

11 支払方法

毎月払

12 その他特記事項

- ①納品及び契約終了後の機器返送に係る費用は落札者側の負担とする。
- ②契約期間終了後、速やかに端末を回収し端末に含まれる情報の削除を行うこと。その後、文書による報告を行うこと。
- ③個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④本仕様書に記載のない事項に関しては、門真市及び落札者の協議にて取り決めることとする。